

関西広域応援・受援実施要綱の概要

1 目的

関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき作成し、運用するもので、広域連合及び構成団体¹が、連携県²等の関係機関・団体と連携し、大規模広域災害発生時の応援・受援を円滑に実施できるよう必要な事項を定めるもの

- 1 構成団体：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
- 2 連携県：福井県、三重県、奈良県、鳥取県

2 構成

(1) 基本的な枠組み

対象とする災害

- ・被害が複数の府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害(関西圏外の大規模広域災害にも本要綱を準用して対応)

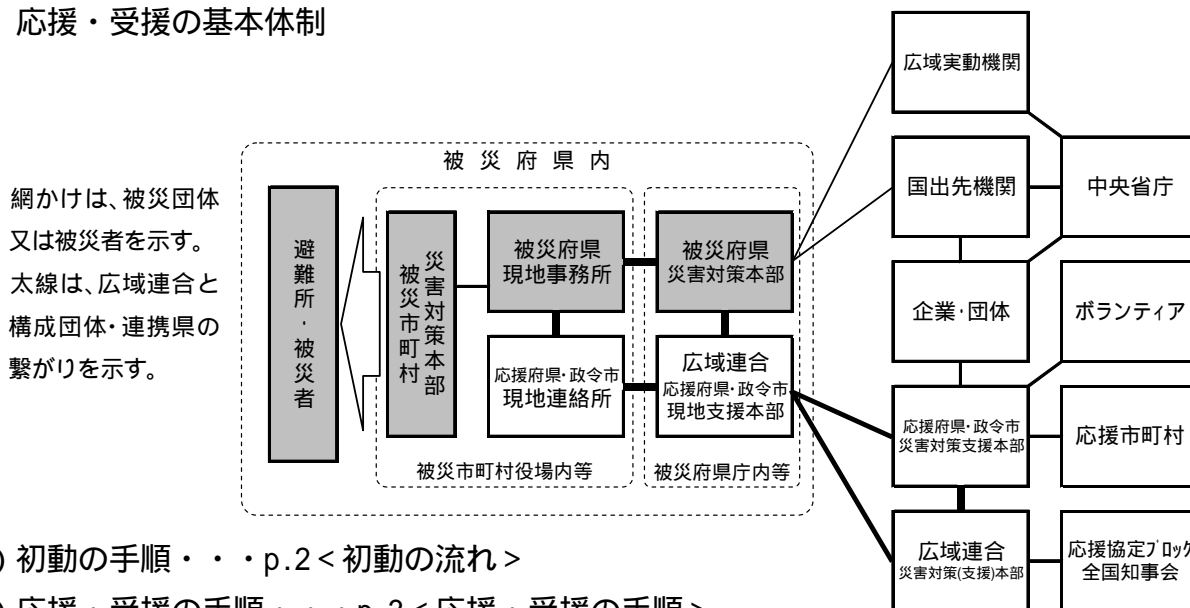
応援の種類

応援要員の派遣 / 物資及び資機材の供給 / 避難者及び傷病者の受入れ / その他

応援・受援の割当て

- ・広域連合は、被災府県の応援要請に基づき、又は情報収集の結果等により被害が甚大で応援が必要と判断される場合、構成団体及び連携県に応援内容・応援先を割当て
- ・被災府県が複数の場合は、原則として「カウンターパート方式」により応援

応援・受援の基本体制



(2) 初動の手順・・・p.2<初動の流れ>

(3) 応援・受援の手順・・・p.3<応援・受援の手順>

(4) 様式集、関係機関連絡先一覧及び災害時広域応援協定集

3 要綱の改訂

訓練を通じた検証、関西防災・減災プランの改定等に応じて今後も継続的に改訂する。

(今後の主な検討課題)

- ・現地支援本部及び現地連絡所の設置・・・運営方法の詳細検討
- ・医療活動の実施・・・広域医療局で調整が困難な場合の対応や救助・救急等との連携の検討
- ・災害ボランティアの受入れ・・・社会福祉協議会を中心とした応援・受援体制の検討
- ・最大規模の南海トラフ巨大地震への具体的な対応・・・国の活動要領策定等を踏まえて検討

< 初動の流れ >

1 準備体制の確立

(1) 準備体制の確立 (広域防災局内に「対策準備室」を設置し、情報収集・対応検討開始)

関西圏域内で { ・震度 5 強以上の揺れが観測 ・津波警報 (大津波) が発表 } された場合
 { ・府県災害対策本部が設置 ・その他甚大な被害が推測 }

圏域外の場合：震度は 6 弱以上

(2) 緊急派遣チームの派遣 (隣接府県を中心に構成団体等が連携して現地での情報収集を実施)

関西圏域内で { ・震度 6 弱以上の揺れが観測され、
 ・通信の途絶等により情報の収集が困難で、 } 甚大な被害が推測される場合

圏域外の場合：震度は 6 強以上

2 応援・受援体制の確立

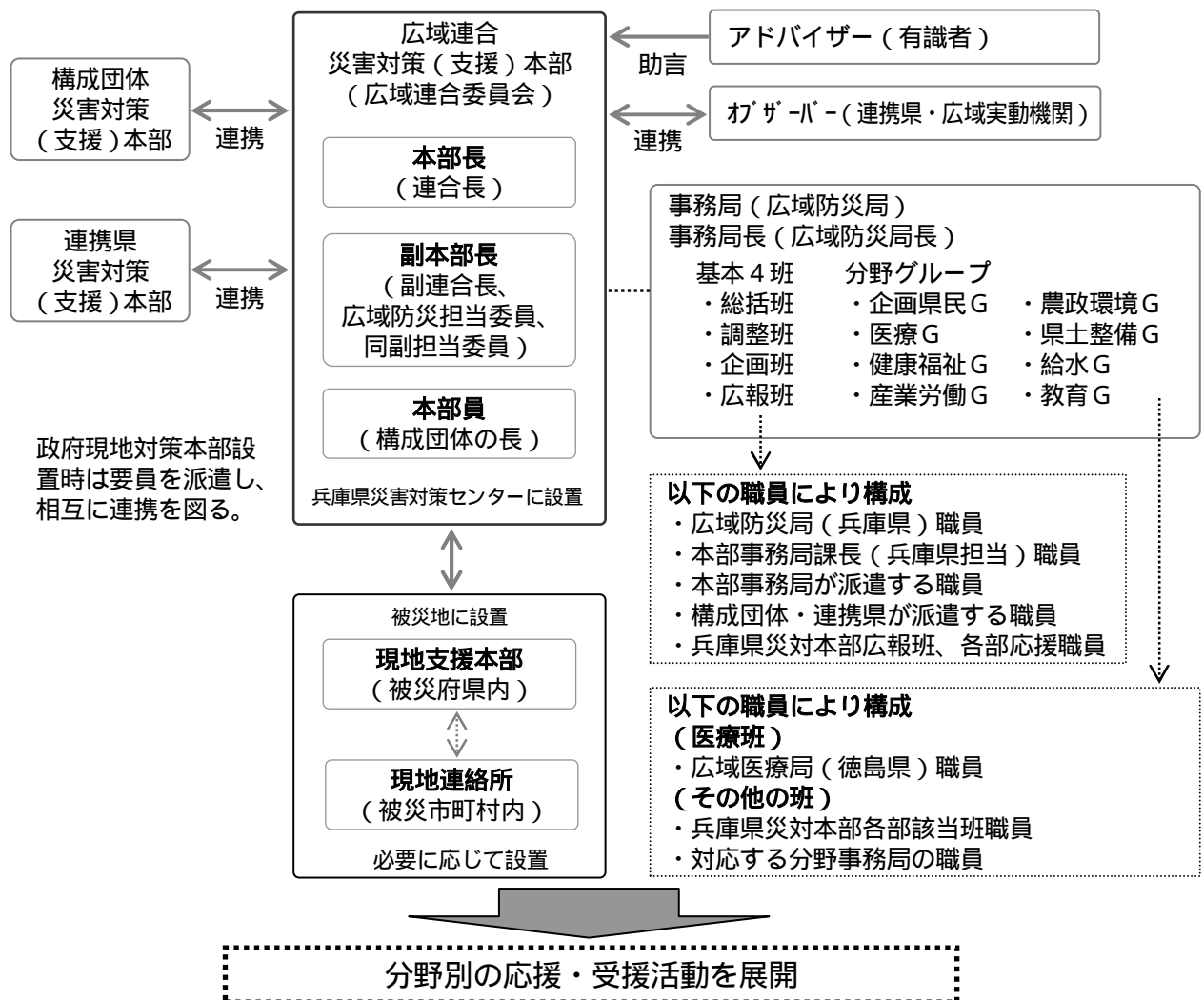
(1) 災害の規模に応じた応援・受援体制の確立

- ・広域連合は、災害の規模を区分し、その規模に応じた応援・受援体制を迅速に確立 (広域連合として一定の応援・受援調整を行う必要がある場合は、災害対策 (支援) 本部設置までの体制として、広域防災局内の「対策準備室」を「応援・受援調整室」に移行して対応)

(2) 広域連合災害対策 (支援) 本部の設置

- ・広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合、災害対策 (支援) 本部を設置

《広域連合災害対策 (支援) 本部組織図》



< 応援・受援の手順 >

- ・広域連合及び構成団体は、連携県等と連携し、次表に掲げる分野別に定める手順を基本に
 応援・受援を行う。(分野別手順書には、広域連合及び構成団体、連携県の業務だけでなく、
 市町村、関係機関・団体の業務についても、応援・受援の調整に必要な範囲で記載。)

《応援・受援の分野》

| | | 分 野 |
|----|---|--|
| 1 | 分野共通の手順 | 情報の収集・共有及び公表 |
| | | 輸送経路・手段の確保 |
| | | 応援要員の派遣 |
| 2 | (<input type="checkbox"/>) 救助・救急及び消火活動の実施 | |
| 3 | 医療活動の実施 | |
| 4 | (<input type="checkbox"/>) 避難指示等の発令及び避難誘導 | |
| 5 | 広域避難の実施 | |
| 6 | 避難所の運営 | |
| 7 | 帰宅困難者の支援 | |
| 8 | 生活物資の供給 | |
| 9 | (<input type="checkbox"/>) 給水 | |
| 10 | 被災者の健康対策の実施 | (<input type="checkbox"/>) 保健・福祉 |
| | | (<input type="checkbox"/>) 栄養 |
| 11 | 被災者の心のケアの実施 | |
| 12 | 生活衛生対策の実施 | し尿処理 |
| | | 入浴の確保 |
| 13 | 防疫対策の実施 | |
| 14 | 遺体の葬送 | |
| 15 | (<input type="checkbox"/>) 被災建築物等の応急危険度判定 | |
| 16 | 応急仮設住宅の整備・確保 | |
| 17 | 社会基盤施設の緊急対策 及び復旧 | 全般(道路、鉄道、港湾、漁港、空港・ヘリポート、海岸、河川、砂防施設、 治山施設、林業用施設、農地・農業用施設、集落排水施設) |
| | | (<input type="checkbox"/>) 水道 |
| | | (<input type="checkbox"/>) 下水道 |
| | | (<input type="checkbox"/>) 電気・ガス・通信 |
| 18 | 災害廃棄物の処理 | |
| 19 | 被災者の生活支援 | 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付 |
| | | 義援金の募集・配分 |
| | | 被災者生活再建支援金の支給 |
| | | 相談窓口の開設 |
| 20 | 被災市町村事務全般の支援 | |
| 21 | 学校の教育機能の回復 | |
| 22 | 文化財の緊急保全 | |
| 23 | 災害ボランティアの活動促進 | |
| 24 | (<input type="checkbox"/>) 海外からの支援の受入れ | |

「」印は、法令の定めや既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため簡易に掲載。

<分野別手順書の例>

基本方針

何のために、誰のために、どのような方針で業務を行うのかを簡潔に記載。

8 生活物資の供給

(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における食料や生活必需品等の需要を的確に把握し、備蓄物資や、関係機関・団体間のネットワーク等を活用して調達した救援物資を被災者まで迅速に供給する。

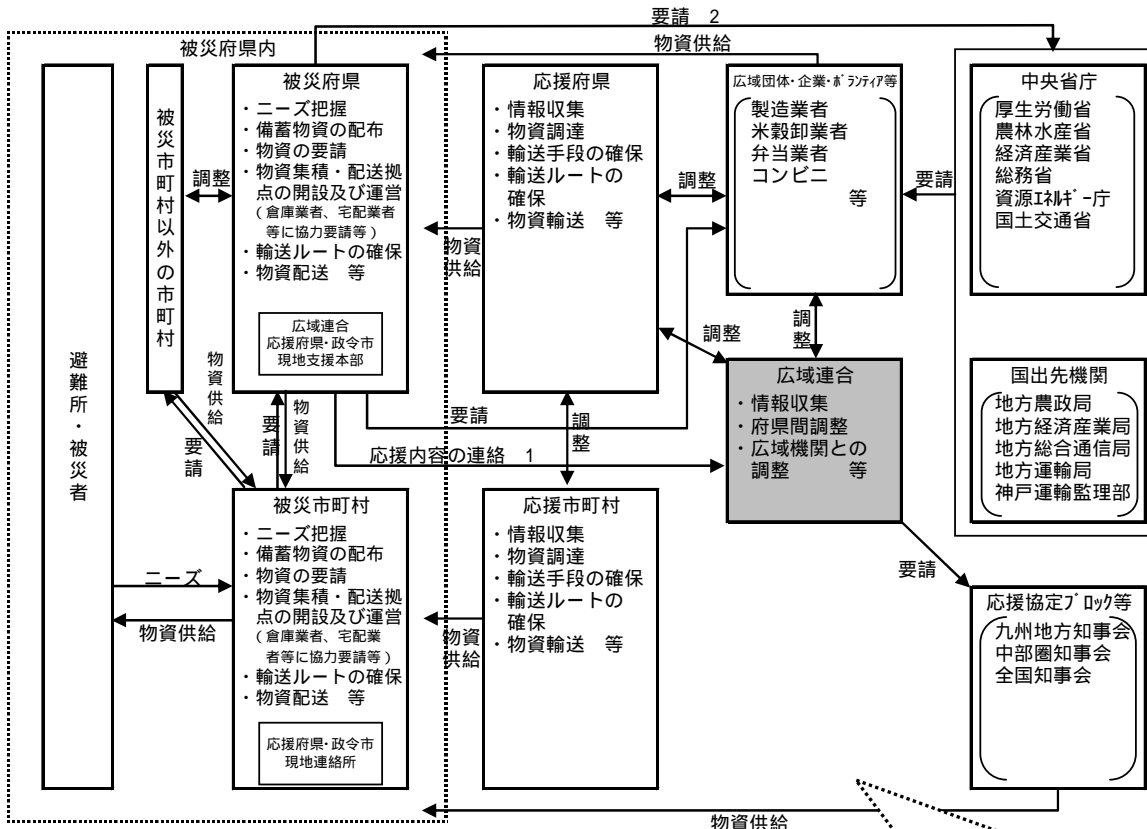
なお、本節では物資の供給に関する基本手順を定め、物資の集積・配送に関する詳細な手順については「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」で定める。

(2) 応援内容

| 時期 | 応援要員の派遣 | 物資・資機材の供給 | その他 | | |
|--------------------|-------------|--|------------------|---------------|----------------|
| 初動期 (発災から概ね3日間) | 主な基本物資(属性別) | ・以下に例示する基本物資を中心に、被災地の需要に応じて、必要な物資を末端まで迅速に供給する。 | | | |
| | | | | | |
| | | 属性に関わらず必要な物資 | 乳幼児 | 女性 | 災害時要援護者 |
| | | 食料 | ・アルファ化米 ・即席めん | ・粉ミルク ・離乳食 | ・流動食 ・透析用米飯 |
| 応急対応期 (避難所期) | | (時期で変化するニーズに対応する物資例) 避難所期：仮設トイレ、仮設シャワー 仮設住宅期：家具、電化製品 | | | |
| 復旧期 (仮設住宅期) | | ・物資受入拠点や避難所等の不要物資について、図るとともに、有効利用が難しい場合は | | | |

応援内容(応援調整対象の一覧)
応援要員の派遣、物資・資機材の供給、その他(避難者及び傷病者の受入れ、その他必要な応援)の別に応援・受援調整の対象となる事項を記載。

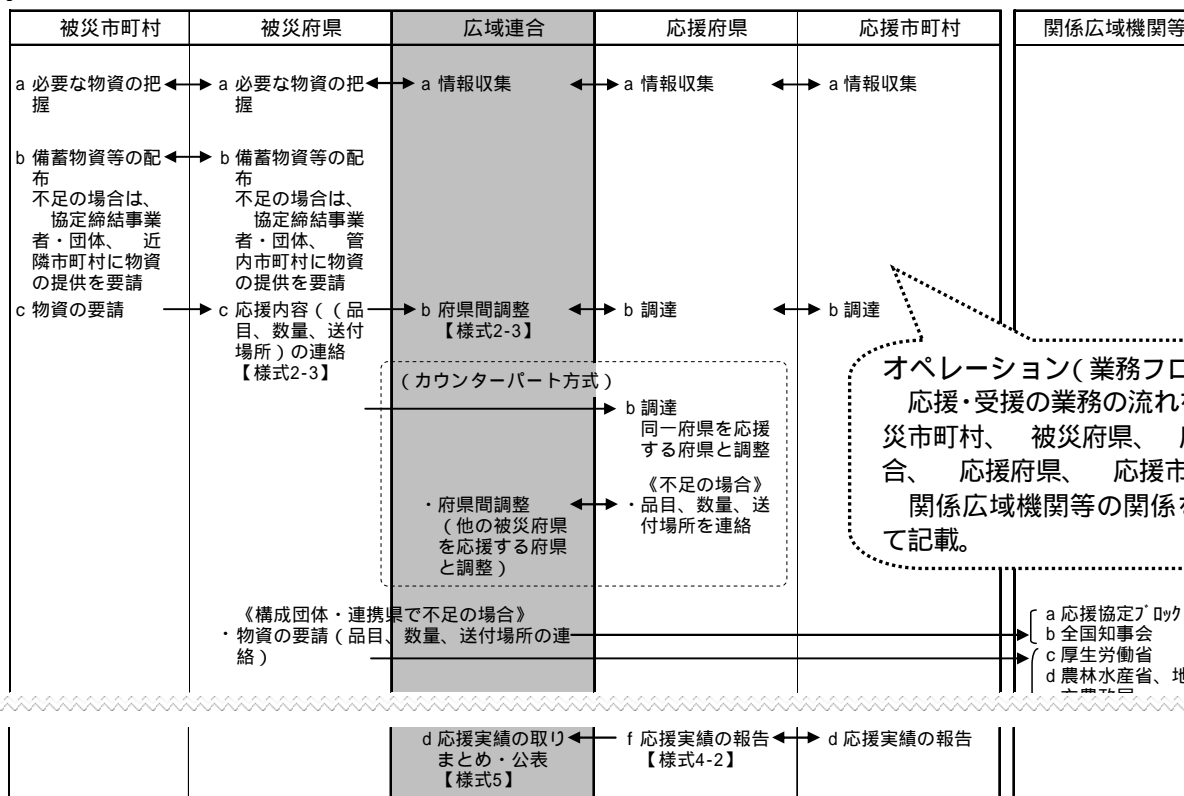
(3) フォーメーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

フォーメーション(基本体制図)
応援・受援を行う基本的な体制を示す図。各主体の役割と相互の関係を記載。

(4) オペレーション



オペレーション(業務フロー図)
応援・受援の業務の流れを被災市町村、被災府県、広域連合、応援府県、応援市町村、関係広域機関等の関係を示して記載。

広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務 (略)

被災府県の業務 (略)

広域連合の業務

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| a 情報収集 | 現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県・市町村と情報を共有する。 |
| b 府県間調整 | 被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に物資調達可能数量及び輸送手段を確認の上、応援計画内訳書2(様式2-3)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 被災府県からの要請物資が調達できない旨の連絡が幹事府県からあったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に物資の調達及び輸送を依頼する。上記調整結果を被災府県へ連絡する。 構成団体・連携県で物資を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会へ応援を要請する。 |

応援府県の業務 (略)

応援市町村の業務 (略)

関係広域機関等の業務 (略)

オペレーション(業務内容)
業務フロー図に沿って各主体の業務の内容をチェックリスト形式で記載。

<留意事項>

(連絡先リストの事前作成・協定締結)

物資を円滑に調達し被災者に供給できるよう、弁当業者や介護食業者など関係事業者の連絡先を予め整理しておくとともに、スーパーマーケットなどと生活物資の供給に関する協定を締結しておく。

(物流事業者のノウハウの活用)

支援物資の供給に際しては、被災地外からの輸送、集積拠点での管理・仕分け、個別避難所への配送に至るまで、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図ること。(以下略)

オペレーション(留意事項)
業務を行うに当たって留意する事項を記載。